

農林水産省独立行政法人評価委員会の業績勘案率案について

1 通知された案の内容 (別紙 1)

(1) 対象者

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| ① 独立行政法人食品総合研究所 | (理事長 平成 16 年 3 月 31 日退職) |
| ② 独立行政法人農業工学研究所 | (理 事 平成 16 年 3 月 31 日退職) |
| ③ 独立行政法人国際農林水産業研究センター | (理 事 平成 16 年 3 月 31 日退職) |
| ④ 独立行政法人緑資源機構 | (理 事 平成 16 年 3 月 31 日退職) |
| ⑤ 独立行政法人さけ・ます資源管理センター | (理 事 平成 16 年 3 月 31 日退職) |
| ⑥ 独立行政法人水産総合研究センター | (監 事 平成 16 年 3 月 31 日退職) |

(2) 業績勘案率 (案)

対象者全てについて 1. 0

2 業績勘案率の決定方法 (別紙 2)

(1) 基本的考え方

当分科会の方針を踏まえて作成した「農林水産省所管の独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」(平成 16 年 8 月 30 日農林水産省独立行政法人評価委員会決定)に基づき算定し、農林水産省独立行政法人評価委員会が決定

(2) 具体的算定方法

① 基本業績勘案率 (法人業績)

- ・年度実績評価の中項目の評価 (A=1.0 B=0.7 C=0.25) を基に算定 (最高 1.0)
- ・但し、過去の業績と比べ大幅に改善されている場合には、客観的・具体的に示した上で 0.5 を限度として加算可能

② 個人業績の勘案

- ・個々の職責に照らして特段の個人業績がある場合には、客観的・具体的に示した上で、その実績に応じて増減可能
- ・増減幅は 0.1 を基本とし、特に評価すべき業績がある場合には 0.5 を上限

3 今回の算定内容 (別紙 3)

- ① 基本業績勘案率については、全ての法人で 1.0 (年度計画に基づくものであるとして法人業績の加算なし)
- ② 個人業績についても、年度計画に基づくものであるとして加 (減) 算なし

4 当委員会の意見案

意見なし

(案)

政 委 第 〇 〇 号

平 成 17 年 5 月 〇 日

農林水産省独立行政法人評価委員会

委 員 長 松 本 聰 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

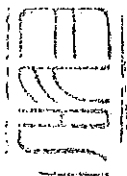
委 員 長 丹 羽 宇 一 郎

「農林水産省所管の独立行政法人の役員の退職に係る
業績勘案率 (案) について」について (意見)

「農林水産省所管の独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率 (案) について」(平成17年3月1日付け16独評第108号)をもって貴委員会から通知のありました業績勘案率 (案) については、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定) に沿っているものであり、特に意見はありません。

引き続き、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並みにするという今般の退職金の見直しの趣旨を踏まえつつ、前記の方針に即して、役員退職金に係る業績勘案率を審議していただくよう、よろしく願いいたします。

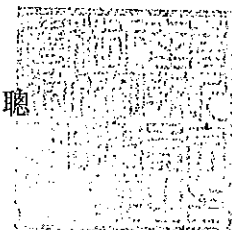
(別紙1)



16独評第108号
平成17年3月1日

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長 丹羽 宇一郎 殿

農林水産省独立行政法人評価委員会
委員長 松本 聡



農林水産省所管の独立行政法人の役員退職に係る
業績勘案率(案)について

下記法人の役員退職者の業績勘案率(案)については、別紙のとおり決定したので、通知する。

記

独立行政法人食品総合研究所
独立行政法人農業工学研究所
独立行政法人国際農林水産業研究センター
独立行政法人緑資源機構
独立行政法人さけ・ます資源管理センター
独立行政法人水産総合研究センター



業績勘案率（案）について

食品総合研究所、農業工学研究所、国際農林水産業研究センター、緑資源機構、さけ・ます資源管理センター及び水産総合研究センターの退職役員に関する業績勘案率（案）については、以下のとおりとする。

- 1 食品総合研究所
理事 [REDACTED] 業績勘案率は1.0とする。
- 2 農業工学研究所
理事 [REDACTED] 業績勘案率は1.0とする。
- 3 国際農林水産業研究センター
理事 [REDACTED] 業績勘案率は1.0とする。
- 4 緑資源機構
理事 [REDACTED] 業績勘案率は1.0とする。
- 5 さけ・ます資源管理センター
理事 [REDACTED] 業績勘案率は1.0とする。
- 6 水産総合研究センター
監事 [REDACTED] 業績勘案率は1.0とする。

注：別添の「農林水産省所管の独立行政法人の役員退職金にかかる業績勘案率について」（平成16年8月30日農林水産省独立行政法人評価委員会決定）に基づき、算定したものである。

(別紙 2)

農林水産省所管の独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について

平成16年8月30日

農林水産省独立行政法人評価委員会

1. 業績勘案率の算定方法

(1) 基本的考え方

退職役員の在職期間に対応する年度業務実績評価を基に算出した業績勘案率を基本とし、当該退職役員に特段の個人業績がある場合にはこれを考慮し、農林水産省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」とする。）が決定する。

(2) 算定方法

①基本となる業績勘案率の算定

基本となる業績勘案率（以下「基本業績勘案率」とする。）については、当該退職役員が在職した各事業年度に係る評価委員会の業務実績評価に基づき以下の算式により算出する（小数点第1位未満の端数があるときには、これを四捨五入。）。なお、退職役員の在職期間に係る法人の業績が過去の業績と比べ大幅に改善されている場合は、その内容に応じて加算できることとする。また、加算した結果、基本業績勘案率が1.0を超える場合には、当該退職役員の在職期間における目的積立金の額に照らして適切な水準であるかを考慮することとする。

基本業績勘案率（ウエイト付けがない場合）＝

$$\frac{\sum \{ (1.00 \times \text{在職 } r \text{ 年目の中項目 A 評価数}) + (0.70 \times \text{在職 } r \text{ 年目の中項目 B 評価数}) + (0.25 \times \text{在職 } r \text{ 年目の中項目 C 評価数}) \}}{\text{在職 } r \text{ 年目の中項目数} \times \text{在職 } r \text{ 年目の在職月数}}$$

※ 中項目がない場合は大項目の評価とする。

基本業績勘案率（ウエイト付けがある場合）＝

$$\frac{\sum \{ (1.00 \times (\text{在職 } r \text{ 年目における中項目 A 評価とされた項目のウエイトの総和}) + (0.70 \times (\text{在職 } r \text{ 年目における中項目 B 評価とされた項目のウエイトの総和}) + (0.25 \times (\text{在職 } r \text{ 年目における中項目 C 評価とされた項目のウエイトの総和})) \}}{\text{在職 } r \text{ 年目の在職月数}}$$

※ここで言う中項目のウエイトとは、中項目のウエイトに大項目のウエイトを乗じたものとし、中項目がない場合は大項目のウエイトとする。

②退職役員に係る個人業績の勘案

当該退職役員に理事長、副理事長、理事、監事の個々の職責に照らして特段の個人業績がある場合においては、その実績に応じて業績勘案率を増減させる事ができる。

2. 評価委員会における決定

(1) 法人から評価委員会への申請

役員の退職者がでた場合には、当該法人は評価委員会へ業績勘案率の決定に係る申請を行うものとする（議決権限は分科会へ委任。）。その際、当該退職役員の在職期間に係る業務実績評価に基づいた基本業績勘案率を示すとともに、個人業績がある場合は、その客観的、具体的根拠を示す資料を提示するものとする。

(2) 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会への通知

評価委員会は、(1)で検討した業績勘案率案を、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について（平成15年12月19日閣議決定）」（以下「閣議決定」という。）に基づき、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。

(3) 業績勘案率の決定

評価委員会は、総務省政策評価・独立行政評価委員会の意見を踏まえ、業績勘案率を決定し、この決定後、速やかに当該退職役員が所属していた法人に対しこれを通知する。なお、業績勘案率が1.5を上回る場合、または0.5を下回る場合には、閣議決定に基づき、農林水産大臣に通知する。

3. 検討事項

○年度業務実績評価が確定するまでの間の取扱い

前述のとおり、基本業績勘案率については、当該退職役員の在職期間に対応した年度業務実績評価に基づいて算定されることとなるが、その場合、退職時期によっては長期間（1年数ヶ月）にわたり退職金の額が確定しない可能性がある。このため、各法人において、上記問題を回避する所要の措置を検討する必要がある。

4. その他

「農林水産省所管の独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」は、平成16年1月以降の退職役員の退職金の算定から適用する。

法人・個人業績を勘案するに当たっての考え方について

「農林水産省所管の独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」における1-(2)-①及び②において加算・減算をする際の考え方は、以下のとおりとする。

1. 退職役員に係る特段の法人の業績について

退職役員に係る法人の業績を勘案する際は、当該法人の過去の業績と比べ大幅に改善されている場合とし、基本業績勘案率に0.5を上限として加算できることとする。また、法人の業績を勘案するに当たっては、以下に示す事例を参考にいただき、当該法人の業績についてできる限り客観的・具体的に示していただきたい。

<過去の業績に比べ大幅に改善されているとされる事例>

- サービスの質を低下させることなく大幅な経営の効率化を果たした。
- 法人の業務の中心となる項目において、大幅な改善が行われた。
- 統合の効果を、一般管理費の低減化という形で具体的に発現させた。

なお、成果が出るまでに相当な期間を要すると思われるものについては、その理由を示した上で、行っている取組の状況及び今後の計画とそれらが将来的に成果につながることの根拠を示す。

2. 退職役員に係る特段の個人業績について

退職役員に係る特段の個人業績を勘案する際は、基本業績勘案率からの増減の幅は、0.1以内を基本とする。ただし、多くの項目にわたる業績があるなど、特に高く又は低く評価すべき業績がある場合には0.5を上限とし増減することができる。なお、各法人が退職役員に係る個人業績を勘案するに当たっては、以下に示す事例を参考にいただき、当該役員が取り組んだこととその成果の関係をできる限り客観的・具体的に示していただきたい。

<プラスの評価となる事例>

- 退職役員がイニシアティブの下で、経営効率化、サービスの質の向上、研究成果等に係る具体的目標に向けて、当該役員が主体的な立場で以下のような取組みを行った結果、当該目標を大幅に上回る達成を果たした。
 - ・ プロジェクトチームを立ち上げ、その中で中心的な役割を果たしたこと
 - ・ 第三者委員会を設置する等コーポレート・ガバナンスを導入したこと
 - ・ 他の法人等と連携し、共同プロジェクトを実施すること
 - ・ 的確に顧客ニーズを把握するためのマーケティングリサーチ、顧客ニーズの把握に資するシステムを構築すること
 - ・ 成果主義を導入する等、経営効率化、サービスの質の向上のインセンティブとなる仕組みを導入すること

- 法人の事務・事業に関連する突発的事態が生じた際に、退職役員が迅速かつ機動的な対応を行い、問題の回避に成功した。
- 人材育成や人材確保を行うためのシステムを構築し、具体的な改善が図られた。
- 監事にあっては、財務状況、業務執行の状況等の監査に当たって、自ら率先し妥当でないと判断し、必要な指摘を行った結果、具体的な改善がなされたこと

なお、成果が出るまでに相当な期間を要すると思われるものについては、その理由を示した上で、行っている取組の状況及び今後の計画とそれらが将来的に成果につながることの根拠を示す。

<マイナスの評価となる事例>

- 目標を大幅に下回る達成となった事項があった場合に、退職役員が当該事項の実質的な責任者であり、かつ当該役員の不適切な対応が原因であった。
- 法人の事務・事業に関連する突発的事態が生じた際に、退職役員が十分な役割を果たせなかったために対応が不十分となった。
- 財務状況、業務執行の状況等の監査に当たって、明らかに妥当でないと判断される状況があったにもかかわらず、必要な指摘を行わず放置してしまった。